

「奨学のための給付金」 受給申請のご案内

「奨学のための給付金」は、授業料を対象とした就学支援金とは別に、授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした支援制度です。（返済不要）

1 誰に給付されますか？

◎令和7年7月1日時点で、次の要件をすべて満たす保護者に給付します。

要 件	
保護者	☐ ①生活保護(生業扶助)受給世帯 又は ②非課税世帯 (道府県民税所得割及び市町村民税所得割)
	☐ 広島県内に在住
生徒	☐ 高等学校等就学支援金の受給対象者
	☐ 児童福祉法の措置費等の支給を受けていない



対象者：保護者
申請：7月以降
回数：年1回
給付：申請の口座へ振込

2 給付額はいくらですか？

◎ 表の区分ごとに、次の金額が給付されます。

課程	区分	支給額
(共通)	生業扶助受給世帯	52,600 円
通信制以外	非課税世帯※	152,000 円
通信制		52,100 円

※県内の高等学校等に在学し、学校の指示でコンピュータを購入等している場合は、「学びの変革環境充実奨学金」を加算して支給します。(25,600 円)
対象となるかは、在学する学校までお問い合わせください。

3 どんな書類が必要ですか？

必要書類（申請書に添付）	備考
① 通帳等の写し（コピー） 金融機関、支店、預金種別、口座番号、口座名義フリガナが確認できるページ	通帳を作成していない場合、キャッシュカードの写しや銀行のアプリ等の画面の写しでも可
② 保護者全員の所得確認書類（写し可）	・ 詳細は、裏面「4 所得確認書類」を参照 ・ ③を提出する場合は提出不要
③ 生活保護（生業扶助）受給に関する証明書 生活保護を受けている場合は、福祉事務所で証明を受けて提出してください。	県が定める様式を利用することを推奨 ※令和7年7月1日時点の生業扶助受給の有無が証明されていれば、市町独自様式でも可。
④ 在学証明書	各学校で取りまとめて提出する場合は、学校から提出があるため、保護者は添付不要 (取りまとめの有無は学校へお問い合わせください)
⑤ その他の書類 委任状やその他の書類が必要な場合があります。	申請者以外の名義の口座へ振込を希望される場合、委任状の提出が必要（学校代理受領の場合も含む）

4 所得確認書類

住民税の課税額等を証明する書類（保護者全員） ※控除対象配偶者の場合も必要です。

下記の書類（令和7年度分）

- 市区町村が発行する、道府県民税及び市町村民税の所得割額が分かる課税証明書又は非課税証明書の写し

5 災害等による加算支給について

着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合、加算支給（81,000円を上限額とする）の対象となります。（※ 生活保護（生業扶助）受給世帯除く）

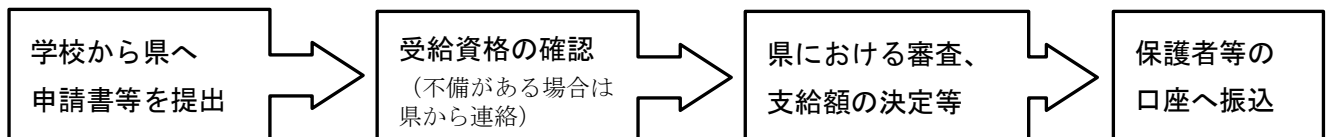
罹災証明書等書類のご提出が必要となりますので、該当する場合、申請時に学校事務室もしくは県までご連絡ください。

6 申請期限

- ◎ 申請書に①～⑤の書類を添付し、**令和7年8月1日（金）までに、広島県学事課へ提出してください。**

（複数の生徒について申請する場合は、生徒1人につき1枚の申請書を提出してください。）

7 給付金の支給の流れ



支給時期：令和7年10月～12月頃（予定）

※審査、決定通知を終えたものから順に支給します。

支給手続には時間を要するため、具体的な支給日をお尋ねになられても、お答えできません。

書類不備等の理由により、支給が令和8年1～2月となる場合があります。

お問合せ先

広島県環境県民局学事課 修学支援担当

電話 082-513-2760 受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く）

◆申請書はホームページからダウンロードできます。

「広島県学事課 私立高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/44/syougakunotamenokyuuhukin.html>